諮問番号：令和５年（処分）諮問第１号
答申番号：令和５年（処分）答申第１号

答申書

第１　審査会の結論

上牧町長（以下「処分庁」という。）が、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 47 条第１項第１号の規定に基づき執行した財産差押処分（以下「本件処分」という。）について、棄却ではなく、却下とするのが相当である。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人

国民健康保険及び社会保険（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第６条各号のいずれかに該当する者が加入する保険のことをいう。以下同じ。）の二重加入の状態であったが、忙しくて国民健康保険の脱退手続ができていなかった。令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に休みを取り、当該手続を行う予定であったが、その前に差押調書が届いた。

支払っていないわけではなく、還付金も生じているにもかかわらず、差押えされることは考えられない。したがって、当該差押処分の取消しを求める。

２　処分庁の主張

個人が社会保険に加入した場合に、国民健康保険の脱退手続きを行う必要があることから、財産差押処分を行った令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日時点において、その手続きが行われていなかったため、課税は有効である。

審査請求人が納めるべき国民健康保険税を滞納した事実があり、督促にも応じなかったことから、差押処分を行ったものである。

当該差押処分は、国税徴収法の規定に則って執行したものであり、差押処分の無効は認められない。

第３　審理員意見書の要旨

１　意見の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

２　意見の理由

認定した事実については別紙１のとおりであり、国民健康保険及び社会保険の二重加入の状態であっても、国民健康保険の脱退手続きを行わない

限り、国民健康保険に加入している状態が継続し、かつ、国民健康保険税が課税されることとなり、支払義務が発生することが認められる。それに対し、処分庁は、約５か月の間、催告及び督促を行い、支払いを促し、国税徴収法第47条第１項の規定による財産差押処分を執行するまで相当の期間を設けていたことが認められる。

また、「差押えの取り消しを希望します。」という主張については、本件差押処分については、既に執行され、かつ、充当されていることから、現時点で本件差押処分についての審査請求人に与える効力は無いと認められる。

以上の点から、処分庁による差押え及びそれに伴う手続に違法又は不当な点は認められない。

第４　調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和５年11月13日	審査庁からの諮問
令和５年12月14日	審議

第５　審査会の判断の理由

本件審査請求は、本件処分を対象とするものである。

ここで、本件処分の経過について確認すると、処分庁は、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日、[redacted]銀行[redacted]支店の審査請求人名義の口座の差押えを行い、同月[redacted]日、差押金[redacted]円を、令和４年度国民健康保険税（４期）に[redacted]円（督促手数料（100円）を含む。）、同（５期）に[redacted]円を充当している。

ところで、行政不服審査法に基づく不服申立は、不服申立人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるところ、上記の通り、本件処分にかかる手続きは全て終了していることから、既に不服申立の利益が消滅してしまっている。したがって、本件審査請求については、実体審理に踏み込むことなく、却下とするのが相当である。

第６　附言

審理の経過に照らし、行政不服審査会として、次の通り、附言しておく。

本件処分、あるいは本件処分に先立つ国民健康保険税の課税処分といった個々の行政処分そのものに瑕疵が認められるわけではない。しかし、かたや徴収課においては銀行預金の差押えの手続きが進められる一方で、住民保険課においては、期限を定めて国民健康保険の被保険者資格喪失の届出の督促が行われていた。本件審査請求人において、各課より発出される各文書を慎重に検討すれ

ば、早期に同届出を行い、課税処分の取消しを求めなければ、銀行預金の差押えを含む滞納処分にかかる手続きに移行されてしまうことを理解できたかもしれない。一方で、本件審査請求人を含め、このような行政手続きの仕組みについて、十分に理解することができない住民も相当数存在することも予想される。また、銀行預金の差押えといった滞納処分は、対象者に与える社会生活上の影響も大きい。

したがって、処分庁においては、特に滞納処分を進めるに当たっては、各課との連携を充実させ、適正かつ住民に信頼される徴税事務を行われたい。例えば、本件審査請求のような国民健康保険税にかかるケースにおいては、住民保険課と協働し、昨年より導入されたとされるオンラインによる資格確認に係る情報も活用する等し、より公正で住民の納得を得られる徴税事務を実現されたい。

上牧町行政不服審査会
会長　窪田　暁
委員　前田　春樹
委員　兒玉　修一
委員　鶴谷　将彦